

工事一時中止に係るガイドライン (農業農村整備事業) (案)

令和2年10月
島根県土木部技術管理課

(注) 本資料の取扱いについて

本ガイドライン(案)は、工事一時中止に係る手続きやルールを明確にし、これを受発注者双方の共通の指針として、整理したものである。

今後、工事一時中止の協議事例等を踏まえ、本内容についても必要に応じて、随時見直していくものである。

ガイドライン(案)適用の対象工事は、農業農村整備事業の土木工事（施設機械工事は除く）とする。

目次

1. 策定の背景
 2. 基本フロー
 3. 発注者の中止指示義務
 4. 工事を中止すべき場合
 5. 中止の指示・通知
 6. 基本計画書の作成
 7. 請負代金額又は工期の変更
 - ・ 請負代金額の変更
 - ・ 工期の変更
 8. 増加費用の考え方
 - (1) 本体工事施工中に中止した場合
 - (2) 契約後準備工着手前に中止した場合
 - (3) 準備工期間に中止した場合
 9. 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い
 - ・ 設計書における扱い
 - ・ 事務処理上の扱い
- 参考資料
- ・ 島根県公共工事請負契約約款
(第16条、19条、21条、49条)
 - ・ 増加費用の費目と内容

1. 策定の背景

◆工事発注の基本的考え方

○工事の発注に際しては、地元設計協議、工事用地の確保、占用事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。

◆工事の一時中止

○工事の施工途中で受注者の責に帰することのできない事由により施工ができなくなった場合は、発注者は、工事の一時中止の指示を行わなければならない。また、工事を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

[島根県公共工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第21条]

◆改正品確法の施行

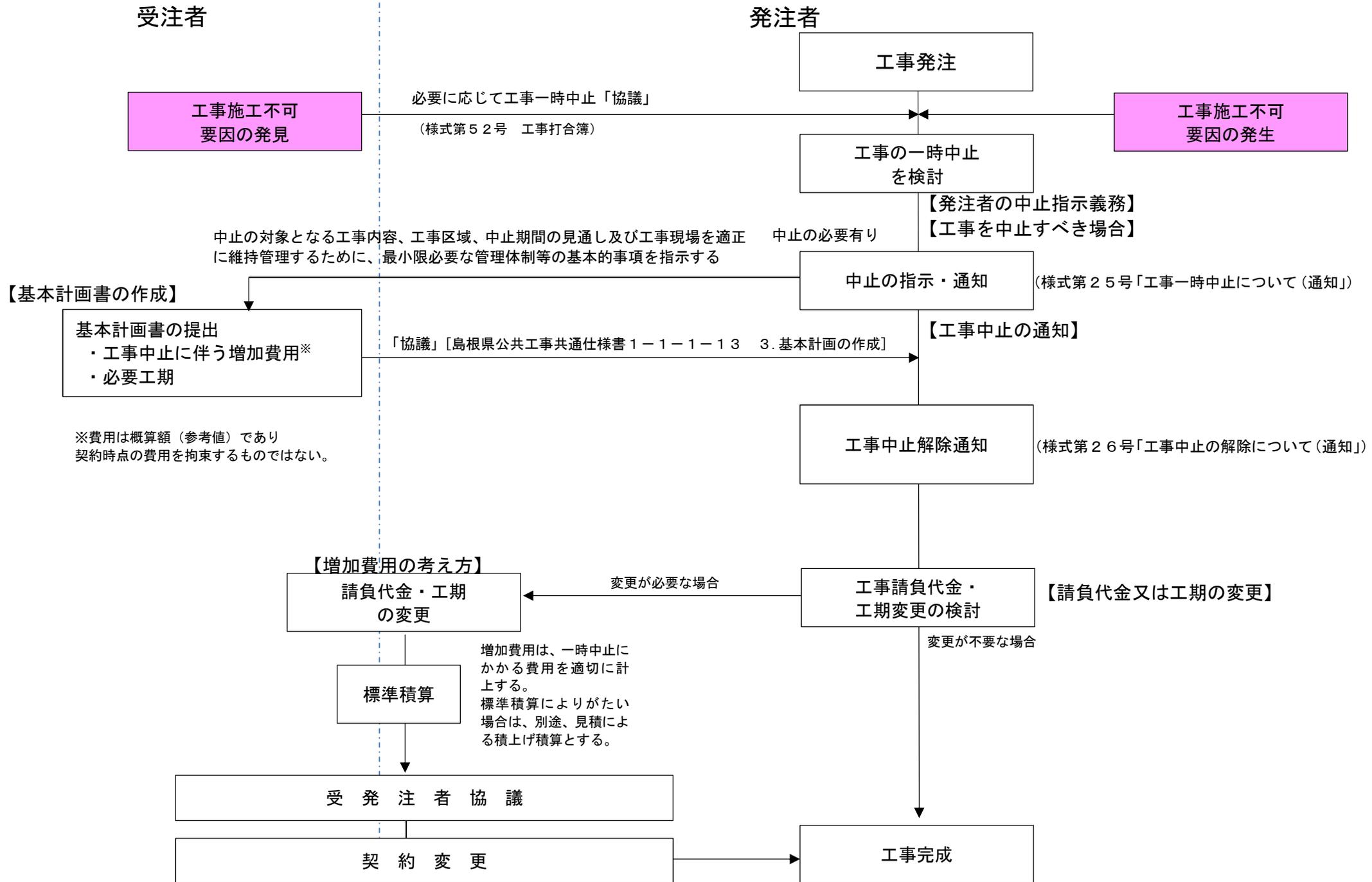
○平成26年6月4日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正品確法」という。）」では、発注者の責務に「適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が新たに規定された。

[改正品確法 第7条]

◆ガイドライン(案)の策定

○改正品確法の趣旨を踏まえて、工事を一時中止する場合において、受発注者が適正な対応を行うためにガイドライン(案)を策定するものである。

2. 基本フロー

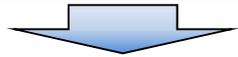


3. 発注者の中止指示義務

- ◆受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。
- ◆受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。

[契約約款 第21条]※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止とも同様の考えとする。

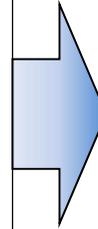
◇受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合



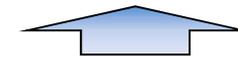
◇受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる



◇このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる



◇発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある



◇契約約款第16条規定する発注者の工事用地等確保の義務、第19条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する
◇このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる

注) 1 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。

- ・工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- ・受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期*となった場合は、技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省土地・建設産業局（平成28年12月19日国土建第349号）】

※大幅な工期延期とは、契約約款（受注者の解除権）第49条の2第二項を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。

4. 工事を中止すべき場合

- ◆受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。[契約約款 第21条]
- ◆上記の2つの規定以外にも、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。
※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合



- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われなため（契約約款 第16条）施工できない場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（契約約款 第19条）施工を続けることが不可能な場合・・・等

②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合



- 「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる
- 「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる

5. 中止の指示・通知

- ◆発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。 [契約約款 第21条]
また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

発注者の中止権

- ◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。
※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断
◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。

受注者の中止請求権

- ◇受注者は、受注者の責に帰することができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。

工事の中止期間

- ◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めるときに工事の再開を指示しなければならない。
◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。

6. 基本計画書の作成

- ◆受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議する。

[島根県公共工事共通仕様書第1編1-1-13]

- ※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。
- ◆基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- ◆一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。

記載内容

- ◇中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事
- ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事
- ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項
- ◇工事再開に向けた方策
- ◇工事一時中止に伴う増加費用及び算定根拠
- ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続

管理責任

- ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。
- ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。

※指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。
一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

7. 請負代金額又は工期の変更

◆工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

[契約約款 第21条]

※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

◇中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。



請負代金額の変更

◇発注者は、工事の施工を中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。

◇増加費用

- 工事用地等を確保しなかった場合
- 暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの

◇損害の負担

- 発注者に過失がある場合に生じたもの
- 事情変更により生じたもの

※増加費用と損害は区別しないものとする

工期の変更

◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。

◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要す場合もある。

◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。

8. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に中止した場合 (島根県建設工事積算基準第13編第1章総則「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算」参照)

■増加費用の適用及び範囲

- ◆増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
- ◆増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用とする。

工事現場の維持に要する費用

- ◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等
- ◇中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

工事体制の縮小に要する費用

- ◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用

- ◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等

中止により工期延期となる場合の費用

- ◇工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用

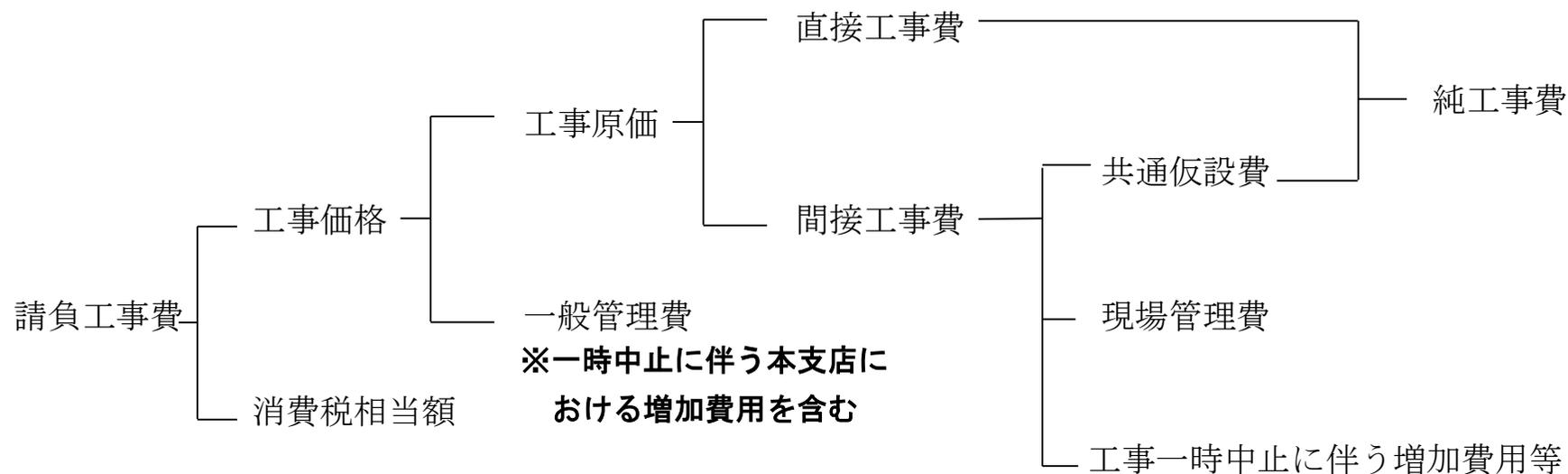
※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事

■中止に伴う増加費用の算定

- ◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者間で協議して行う。
- ◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。
- ◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

増加費用等の構成

◇増加費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に関する費用として積算する内容は、積上げ項目及び率項目とする。



積上げ項目

- ◇直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用
- 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- 直接工事費（仮設費を含む）及び事業損失防止費における項目で現場維持等に要する費用

率で計上する項目

- ◇運搬費の増加費用
 - 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用
 - 大型機械類等の現場内小運搬
- ◇安全費の増加費用
 - 工事現場の維持に要する費用
 - ※保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用
- ◇役務費の増加費用
 - 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
- ◇営繕費の増加費用
 - 現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
- ◇現場管理費の増加費用
 - 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

注）・標準積算によりがたい場合は、別途、見積による積上積算とする。

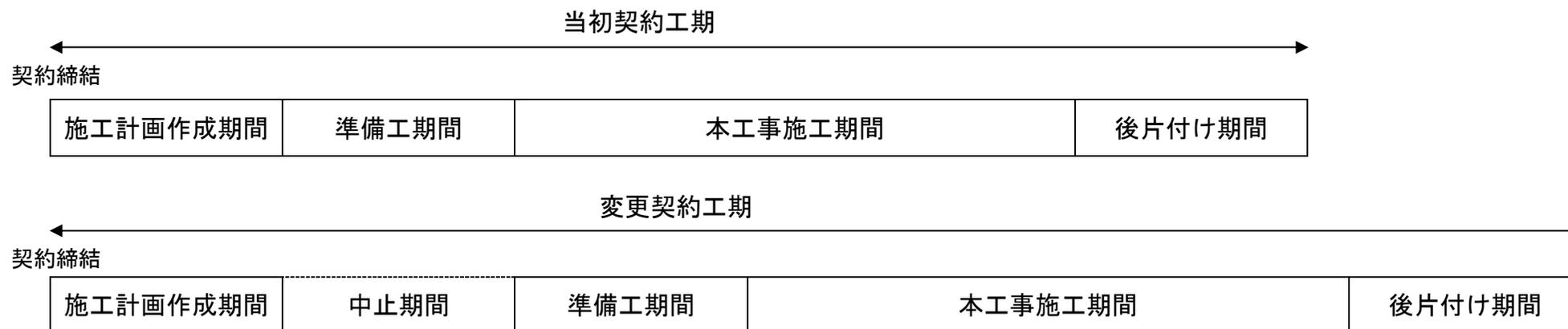
■増加費用の積算

◆増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象^{注)}に算定することとし、標準積算により算定する。標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

注) 増加費用の算定（請負代金額の変更）は、施工着手後を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示（用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件）を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。

(2) 契約後準備工着手前に中止した場合

- ◆契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。



◇基本計画書の作成

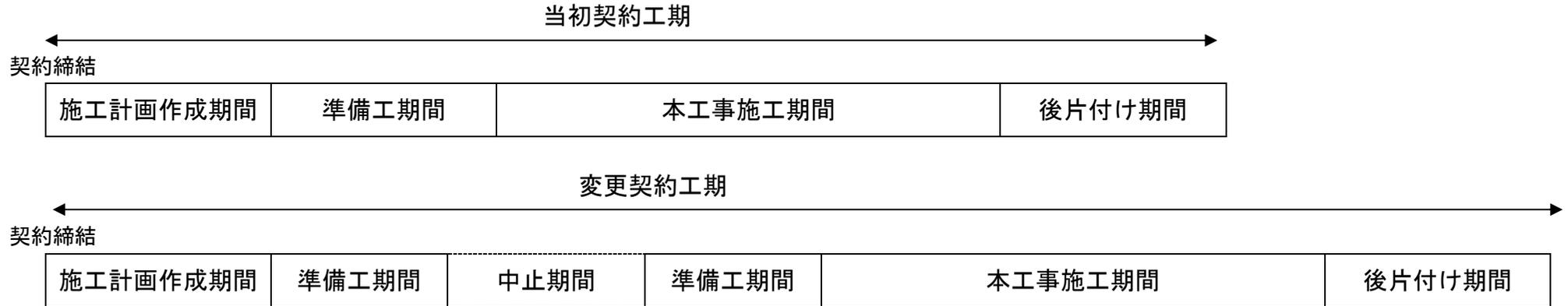
- 契約約款の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。
- このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

◇増加費用

- 工事用地等の維持管理に要する費用及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当て）等が想定される。

(3) 準備工期間に中止した場合

- ◆準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
- ◆発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を請負者に通知する。



◇基本計画書の作成

- 受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し協議する。

◇増加費用

- 増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。
- 増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。
- 増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。（積算は受注者から見積を求め行う。）

9 . 増加費用の設計書及び事務処理上の扱い

■ 増加費用の設計書における取扱い

- ◆ 増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。
- ◆ ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増し分費用の合算額を請負工事費とみなす。

■ 増加費用の事務処理上の取扱い

- ◆ 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、変更契約するものとする。
- ◆ 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する
- ◆ 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行う。

様式第25号（甲）

| | | | | | | | | |
|----|--|----|----|------|----|---|---|---|
| 所長 | | 課長 | 課員 | 起案 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 部長 | | 課 | | 決定 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 部長 | | 課 | | 施行 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | | | | 文書番号 | | 第 | | 号 |

| | | | | | | | | | |
|--|---------|-----|---|---|-----|-----|---|---|-----------|
| <p>工事一時中止について</p> <p>次の工事は、下記の事由により工事を一時中止する必要が認められますので、工事を一時中止してよろしいか。</p> <p>なお、決定のうえは、次案によって、当該受注者に工事中止の通知をしてよろしいか、併せて伺います。</p> | | | | | | | | | |
| 工 事 名 | | | | | | | | | |
| 道 川 港 等 名 | | | | | | | | | |
| 施 工 位 置 | | | | | | | | | |
| 契 約 年 月 日 | | 令 和 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 工 期 | 着 工 | 令 和 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| | 契 約 完 成 | 令 和 | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 受 注 者 | | | | | | | | | |
| 工 事 中 止 の 期 間 | | 令 和 | 年 | 月 | 日より | 令 和 | 年 | 月 | 日まで (日間) |
| 中 止 の 事 由 | | | | | | | | | |

様式第25号（乙）

| | | | | | | | | | |
|--|--|--------|-----|-----|-----|-----|---|---|--------|
| <p>第 号の</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p>長</p> | | | | | | | | | |
| <p>工事一時中止について(通知)</p> <p>次の工事は、下記の事由により工事の施工を一時中止されたい。</p> | | | | | | | | | |
| 工 事 名 | | (災 号) | | | | | | | |
| 道 川 港 等 名 | | | | | | | | | |
| 施 工 位 置 | | 市 郡 | 町 村 | 地 内 | | | | | |
| 中 止 の 期 間 | | 令 和 | 年 | 月 | 日より | 令 和 | 年 | 月 | 日まで 日間 |
| 中 止 の 事 由 | | | | | | | | | |

様式第26号（甲）

| | | | | | | | | |
|----|--|----|----|------|----|---|---|---|
| 所長 | | 課長 | 課員 | 起案 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 部長 | | 課 | | 決定 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 部長 | | 課 | | 施行 | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| | | | | 文書番号 | 第 | | | 号 |

| | |
|---|----------|
| <p>工事中止の解除について</p> <p>令和 年 月 日付けで中止をした次の工事は、中止の事由が解決したので工事中止を解除してよろしいか。</p> <p>なお、決定の上は次案により当該受注者に解除の通知をしてよろしいか併せて伺います。</p> | |
| 工 事 名 | |
| 道 川 港 等 名 | |
| 施 工 位 置 | |
| 工事中止を解除する日 | 令和 年 月 日 |
| 条 件 | |
| 受 注 者 | |
| | |

様式第26号（乙）

| | |
|--|------------|
| <p>第 号の</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>様</p> <p>長</p> | |
| <p>工事中止の解除について(通知)</p> <p>令和 年 月 日工事を一時中止するよう通知した次の工事は下記のとおり中止を解除したので通知する。</p> | |
| 工 事 名 | (災 号) |
| 道 川 港 等 名 | |
| 施 工 位 置 | 市 郡 町 村 地内 |
| 工事中止を解除する日 | 令和 年 月 日 |
| 条 件 | |

参考資料

■島根県公共工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）

契約約款 第16条（工事用地の確保等）

発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2. 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
3. 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
5. 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

契約約款 第19条（条件変更等）

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤り又は漏れがあること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの。
発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。
発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

契約約款 第21条（工事の中止）

工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことがないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
3. 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

契約約款 第49条の2（受注者の催告によらない解除権）

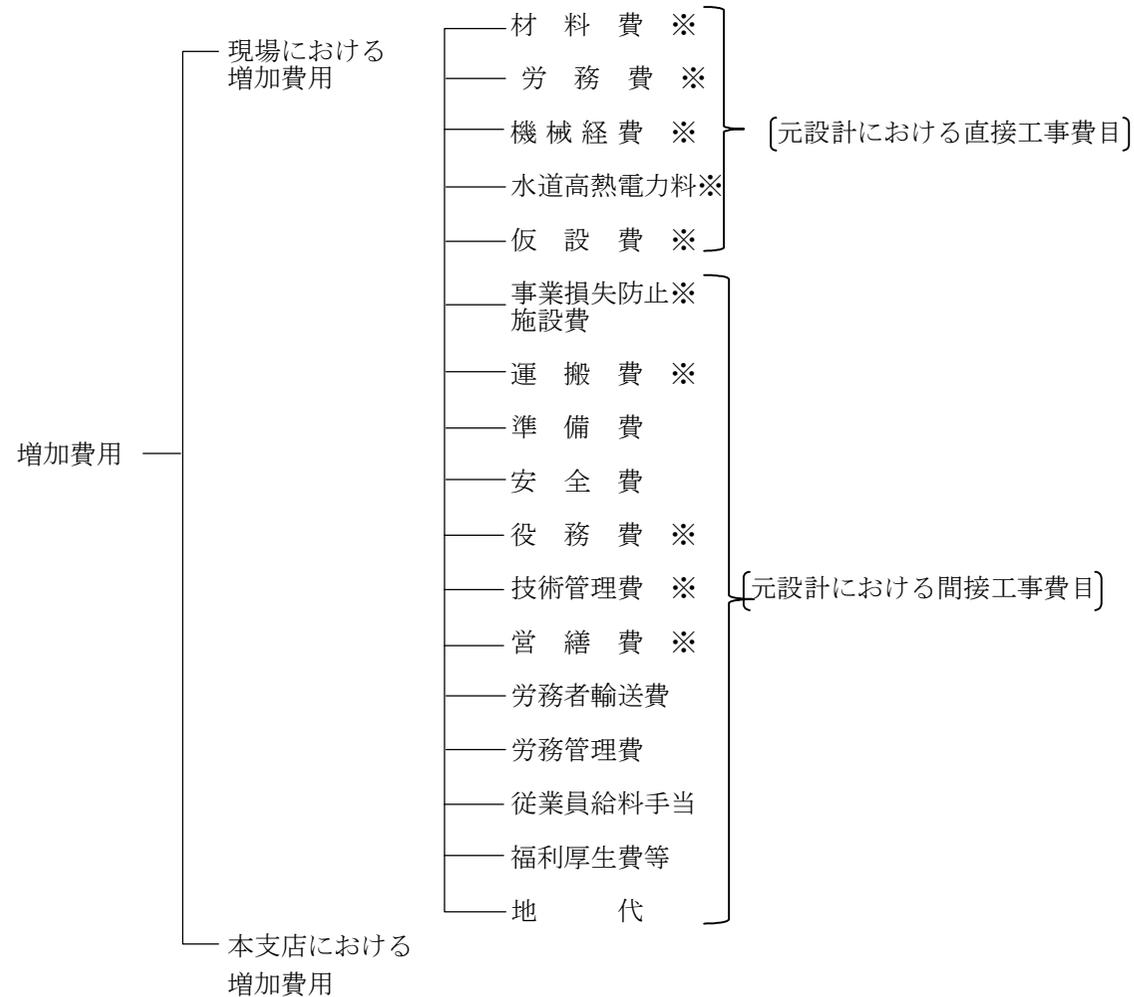
受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

■増加費用の構成費目

増加費用の構成費目は、次のとおりとする。

一時中止指示時点における当該工事の設計書について、以下「元設計」という。



■増加費用の費目と内容

増加費用の費目と内容

ア 現場における増加費用

(ア) 材料費

a 材料の保管等の費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費の計上されている現場搬入済の材料を発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の材料の保管料及び入出庫手数料とする。

なお、保管した材料の数量、期間、単価等の確認に基づき必要額を算定する。

b 他の工事現場へ転用した材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の材料の運搬費用とする。

なお、当該工事現場から他の工事現場まで運搬した費用を算定する。

c 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止に伴う損料額及び補修費用とする。

なお、費用に当たっては次式により算定する。

材料損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料

(イ) 労務費

a 工事現場の維持に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しないものとする。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別な事情（トンネル、潜函等の特殊な工事）があり受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合はその費用とする。

なお、現場に労務者を常駐させた場合の労務費は、次式により算定する。

労務費＝延人員×職種別労務単価

b 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル、潜函工などの特殊技能労働者が、職種外の普通作業等に従事した場合の本来の職種と従事した職種の発注者の設計上の単価差額の労務費用とする。

なお、本来の職種外の作業に従事した場合の単価差額は、次式により算定する。

$$\text{単価差額} = \text{延人員} \times (\text{本来職種労務単価} - \text{従事した職種労務単価})$$

(ウ) 水道光熱電力料

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼働（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用とする。

(エ) 機械経費

a 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用とする。

(a) 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立、解体費を含む。）が工事現場に存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立、解体費、賃料・損料、管理費を含む）とする。

なお、工事現場に存置する機械の費用は、次式により算定する。

$$\text{機械存置費} = \text{中止期間} \times \text{供用1日当り損料}$$

(b) 発注者が工事現場の維持のため必要があると認めて指示した機械の運転に要する費用とする。

(オ) 仮設費

a 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮しているものと同等と認められる仮設諸機材の中止に係る損料及び維持補修の増加費用とする。

なお、損料算定に当たっては、次式により算定するとともに、仮設諸機材の維持補修費は、必要に応じて計上する。

仮設諸機材の損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料

b 仮設材料の損料

現場搬入済の仮設材料のうち、搬出費及び再搬入費が、工事現場に存置する費用を上回ることにより工事現場に存置することとした仮設材料の中止に係る損料とする。

なお、損料算定に当たっては、上記aに準じて行うこととする。

c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。

d 中止となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用とする。

(カ) 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用とする。

(キ) 運搬費

a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止の要因発生時点に現場搬入済の機械器具類及び仮設材料のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用とする。

b 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用とする。

(ク) 準備費

現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡片付け及び工事の再開のための諸準備・測量等で、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る費用とする。

(ケ) 安全費

a 既存の安全施設等に係る費用

中止の要因発生以前に工事現場に設置済の安全施設等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる安全設備等の中止に伴う損料及び維持補修の費用とする。

b 新たに必要になった安全施設等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）とする。

(コ) 役務費

a 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約等に要した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。

$$\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$$

b 用水・電力等の基本料金

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間の基本料金とする。

(サ) 技術管理費

原則として計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている機器等の損料については、(カ)に準じて算定する。

(シ) 営繕費

中止の要因発生以前に工事現場に設置済の営繕施設のうち、元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる営繕施設又は共通仮設費率の対象となる営繕施設の中止に係る維持費、補修費、損料額、営繕費及び労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている施設の営繕損料は、次式により算定する。

営繕損料＝中止期間×供用1日（又は1月）当り損料及び維持補修費

(ス) 労務者輸送費

元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に駐在することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。

(セ) 労務管理費

a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸又は下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労務者」という。）とする。

b 解雇又は休業手当に要する費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するため必要な費用とする。

(ソ) 従業員給料手当

a 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用とする。

b 中止の要因発生時点において現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用とする。

c 工事現場の維持体制から工事を再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。

d 中止となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用とする。

(タ) 福利厚生費等

現場管理費のうち、現場常駐の従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用とする。

(チ) 地代

現場管理費のうち、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用とする。

イ 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用とする。

なお、費用に当たっては、元設計の費用に中止に伴う増加費用を加えた工事原価に対する一般管理費等率により算定することとする。

ウ 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用とする。